

第1回目は、データ通信の分野に係る発明について、特許庁審査官の拒絶理由を覆し「特許査定」を得ることができた意見書の内容を紹介したいと思います。

・ 出願番号 : 特願平8 - 032182号

・ 発明の名称 : データ通信方法およびデータ通信システム

【本願発明の要旨】

送信側装置から当該送信側装置とは異機種の受信側装置に送信データを送信する際にシリアル番号を付与し、その送信データを受信した受信側装置は応答データをシリアル番号順に送信側装置に送信する。そして、その応答データを受信した送信側装置においてシリアル番号が連番であるか否かを判定し、連番でないと判定されたときには異常時処理を実行する。一方、連番であると判定されたときには通信が正常に完了したと判断して対象のデータを受信側バッファ及び送信側バッファから削除する。

【本願発明の効果】

・ 異機種の情報処理装置間でのデータ通信の異常をより正確に検出することができると共に、送信処理のリトライが極短時間で行える。

【拒絶理由の内容】

請求項1～3に関して、引用文献1（特開平6 - 46060号公報）及び引用文献2（特開平5 - 91091号公報）に記載された発明に基づき、送信データにシリアル番号を付与して送受信確認を行うことは周知であり、送受信バッファのクリアを行うことも設計的事項にすぎない。つまり、本願発明は、特許庁審査官によって特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができないと認定された。

【引用文献について】

【引用文献1に記載された発明の概要】

同機種間の通信を前提とした発明であり、受信側は、最後のデータの送信順序番号情報を相手局に通知して送達確認を行う。送達確認を効率よく行うことを目的とした発明である。

【引用文献2に記載された発明の概要】

同機種間の通信を前提とした発明であり、送信局は、確認応答の得られてい

ないデータフレームの送信順序番号と新たに送信すべきデータフレームの送信順序番号との間隔を常時監視し、間隔が所定値以下になったら、新たなデータフレームの送信を一時中断し、確認応答の得られていないデータフレームを、誤り回復が終了するまで連続して送信する。高効率のデータ伝送を行うことを目的とした発明である。

【引用文献に記載の発明と本願発明との対比】

- ・引用文献 1、2 に記載された発明とは、送信するデータにシリアル番号を付与する点においては一致しているが、シリアル番号に基づいて通信の異常を検出する処理の具体的内容が異なる。
- ・引用文献 1 の発明は、送達確認を効率よく行うことを目的としたものであるため、本願発明のような厳密な異常確認を行う発明とは全く異質なものである。
- ・引用文献 2 の発明においては、シリアル番号を送信側に戻して異常を確認するという構成は、示唆すらされていない。
- ・引用文献 1、2 に記載された発明のように同機種間でのデータ通信であれば、送信データにシリアル番号を付与しそれを受信側で利用して処理を進めるだけで十分であるが、本願発明のように異機種間のデータ通信の場合は、より厳密な異常判定が必要となるため、本願発明は、シリアル番号が付与されたデータを送信側に戻し、その戻されたシリアル番号に基づいて異常を判定するという構成を採用している。

【まとめ】

以上の対比から、本願の請求項 1、3 に係る発明は、引用文献 1、2 に記載された発明とはその構成が明らかに相違し、かかる構成の相違点に起因して顕著な効果を奏することができるので、請求項 1、3 に係る発明の進歩性を引用文型 1、2 に記載された発明を根拠として否定することはできないと主張する。

【私的考察】

引用文献 1、2 に記載された発明が、同機種間とは言え、そのデータ通信においてシリアル番号を用いて異常を検出している点を考えると、進歩性が無いと言う審査官の拒絶理由を覆すことは一見困難なように思えるが、本願発明と引用文献に記載された発明との相違点をきちんと洗い出し、上記したように本願発明が、

異機種間でデータ通信を行う構成であることと、更に、この構成においてシリアル番号を送信側に戻して厳密な異常判定を行う構成となっていることを軸に両者の相違点を主張することで、特許庁審査官の拒絶理由を覆し特許査定を得ている。